

役員報酬基準

(目的)

第1条 この基準は、全国社会保険労務士会連合会会則施行細則第9条第2項に基づき、役員報酬等に関する事項を定める。

(役員報酬等の基本)

第2条 役員報酬の年俸額の基本は、次のとおりとする。

- (1) 会長 600万円
- (2) 専務理事 1, 600万円
- (3) 常務理事 1, 350万円

- 2 前項に定める役員報酬とは別に、専務理事及び常務理事には通勤手当を支給する。
- 3 第1項に定める役員以外の役員であって、都道府県社会保険労務士会の会員でない者の報酬は、職務を行った日につき、25,000円(税込)を当該日に支給する。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、次のとおり支給する。

- (1) 会長 本給として、毎月、年俸額の12分の1を支給する。
- (2) 専務理事及び常務理事
年俸額の16分の1を本給として毎月支給し、同16分の2を賞与として6月及び12月にそれぞれ支給する。
- 2 本給は、新たに会長並びに専務理事及び常務理事に就任したときはその日から、退任したときはその日まで支給する。
- 3 賞与の額は、職員給与規程(以下、「規程」という。)第17条に規定する基準日に対応する算定期間における在職期間に応じて算出する。

(通勤手当)

- 第4条 専務理事及び常務理事に対する通勤手当の額は、6ヶ月を超えない範囲内で最長の期間の定期乗車券に相当する額を、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。ただし、その1ヶ月当たり相当額が55,000円をこえるときは、55,000円とする。
- 2 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(支払い等)

第5条 役員報酬等の支払い等については、規程第4条及び第5条を準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 専務理事及び常務理事の役員報酬の年俸額は、専務理事については管理職職員M Iの年間給与額(上限本給及び標準的な賞与の合計額)の3割増し、常務理事については同1割5分増しを目安として、定めたものである。

附 則

この基準は、平成28年2月5日から適用する。